

2018 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本金地金流通協会
会員各位

一般社団法人 日本金地金流通協会
専務理事 南澤 正孝
TEL : 03-5207-5371

海外からの持込み金地金の買取等に関するご注意

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、1 キログラムを超える貴金属を携帯して輸入する場合は、税関への事前申告等が義務付けられていますが、近年金地金の密輸は増加傾向にあり、2017 年度は同密輸事件の処分（通告処分又は告発）件数、脱税金額といずれも過去最高を記録しました。

当協会では、従前から違法取引の防止に努めてまいりましたが、引き続き本人確認の徹底と海外から持込んだ金地金等を買取る際には、改めて下記ご対応の強化徹底をお願い致します。

敬具

記

1. 本人確認の徹底について

200 万円以下の買取の場合も古物営業法に準じて、金額に関わらず本人確認の実施をお願いします。

2. 金地金等の買取について

1) ブランドを問わず購入先や購入時期・売却理由などを確認してください。

また、海外から輸入された地金の場合「納税告知書・領収証書」のみの確認では不十分との行政庁からの指導もあり、輸入（納税）申告書等、品名、重量が記載された書類の提示を求めています。

【一般貨物として輸入する場合】（どちらか一点）

- ・税関長の許可印が押印された「輸入（納税）申告書」（紙申告の場合）
- ・輸入許可通知書（NACCS による電子申告の場合）

【携帯品・別送品として輸入する場合】（両方必要）

- ・支払手段等の携帯輸入申告書（申告者用）（1 k g 超の金地金に限る。）
- ・領収証書等（ただし、税関により様式が異なる。）

2) 特に、売却数量が多い場合や、同一人が継続して何度も売りに来る場合、あるいは国内ブランドであっても相手に不審感や違和感、不自然さを伴う場合、さらに地金そのものに違和感や不自然さがある場合などには注意ください。

※（参考資料）「金地金の輸入後に税関等から交付される書類について」をご覧ください。

3. 金地金などの輸出免税について

2016年4月より「通常生活の用に供する物品」でない金地金等は免税対象物品から除外されております。輸出免税の手続きを行なうことは違法となります。

4. 「疑わしい取引」の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定される「疑わしい取引」に該当すると判断される場合、経済産業省 への届出をお願いします。

※届出の際は、警視庁犯罪収益移転防止対策室（JAFIC）のホームページに掲載されている届出様式を使用して下さい。

届出先 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 電話 03-3501-9918

届出様式 (<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>)

「疑わしい取引」の事例は多々ありますが、一部を挙げますと次のような事例となります。

- ・同一人物、企業が短期間のうちに多くの貴金属の売買を行う場合。
- ・顧客の収入、資産、取引を行う目的等に見合わない多額の購入または売却を行う場合。
- ・実体がないと疑いが生じた法人関係者が取引に関わっている場合。
- ・警察その他の公的機関などから、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合。

※当協会では、海外製のものを含め「しなぶれ」について会員各位にお知らせをしています。

対象の金地金が持ち込まれた際には、古物営業法により買取を中止して直ちに警察に申告することとなっていますが、併せて、経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課 への届出もお願いします。

なお、お願い事項に関する掲示文を添付いたします。改めて当趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

以上

金地金の輸入後に税関等から交付される書類について

金地金を日本に輸入する場合、一般貨物として輸入するケースと、携帯品・別送品として輸入するケースがあります。

○一般貨物として輸入するケース

「輸入（納税）申告書」【資料1】により申告が行われた場合（税関官署に紙で申告する場合）には、輸入許可となった際、当該申告書に許可印が押印され返却されることとなります。また、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により電子的に申告が行われた場合には、「輸入許可通知書」【資料2】が税関から交付されます。

○携帯品・別送品として輸入するケース

「携帯品・別送品申告書」【資料3】により申告を行いますが、こちらは控えは残りません。しかし、1kg超の金地金を輸入する場合には、「支払手段等の携帯輸入申告書」【資料4】を提出する必要がありますが、こちらは控えが残ります。

また、輸入消費税の納付後、領収証書等が交付されますが、以下のとおり、税関の所在する空港等の規模によって、様式が異なります。

(1) 成田や羽田等の大規模空港（銀行派出・ACTIS※あり）

→納税告知書・領収証書【資料5】が税関から交付され、税関検査場内における銀行での納付後、納税告知書・領収証書【資料5の1つ目上段】が銀行から交付されます（領収控、領収通知書は回収されます。）。

※旅具通関事務電算システム

(2) (1) 以外の空港等

→税関での納付後、領収証書【資料6（第二片）】が税関から交付されます。

(3) (2) のうち、金銭登録機（いわゆるレジ）が配備されている空港等

→領収印【資料7】が押捺された書類（レシートのような形状）が交付されます（領収証書【資料6】備考3に基づく取扱い）。

金地金を輸入する場合に税関等から交付される書類を総合すると次のとおりとなります。

【一般貨物として輸入する場合】

- ・税関長の許可印が押印された「輸入（納税）申告書」（紙申告の場合）【資料1】
- ・輸入許可通知書（NACCS による電子申告の場合）【資料2】

【携帯品・別送品として輸入する場合】

- ・支払手段等の携帯輸入申告書（申告者用）（1kg超の金地金に限る。）【資料4】
- ・領収証書等（ただし、税関により様式が異なる。）【資料5～7】

輸入(納税)申告書

(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

申告年月日

あて先

長殿

輸入者

住所氏名印

電話番号

代理人

住所氏名印

電話番号

仕出人

住所氏名

品名 番号	統計細分	単位	正味数量	申告価格(CIF)		税率		関税額		減免税条項適用区分	
				△内国消費税等課税標準額	△種別等・税率	△内国消費税等税額	△内国消費税等税額	符号	暫定		
()				千円		基協特暫		減免税額		符号	暫定
税表細分										別表	条項号
								減免税額		輸	条項号
								減免税額		輸	条項号
								減免税額		輸	条項号
								減免税額		輸	条項号
()				千円		基協特暫		減免税額		符号	暫定
税表細分										別表	条項号
								減免税額		輸	条項号
								減免税額		輸	条項号
								減免税額		輸	条項号
								減免税額		輸	条項号
								減免税額		輸	条項号

貨物の個数・記号・番号

関税法施行令第4条第1項第3号

又は第4号に係る事項有 ☐ 無 ☐評価申告書 I ☐ II ☐ 個別 ☐ 包括 ☐包括申告 ☐受理番号

前払書類(許可・承認・申請等)輸入承認又は契約許可番号

納期限の延長に係る事項	延長しない税額		※許可・承認印・許可・承認年月日	
	税額	納期限		
関税包(税額)	円(特定月)月		※許可・承認印・許可・承認年月日	
税個(納期限)	円			
消包(税額)	円(特定月)月			
税個(納期限)	円			
※税関記入欄	消包(税額)	円(特定月)月		
	税個(納期限)	円		
	地包(税額)	円(特定月)月		
	税個(納期限)	円		
	税包(税額)	円(特定月)月		
	税個(納期限)	円		

(有) ※税関確認		※受理		※審査		※収納	
仕入書	☐	輸入貿易管理令	☐				
仕入書に代わる書類	☐	別表第1・2第	☐				
原産地証明書	☐	関税法70条関係許可・承認等	☐				
本船扱・ふ中扱・輸入前申告扱	☐	法令名	☐				
		食品・植物・家畜・薬事・化審	☐				

- (注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。
 2. この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することができます。
 3. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

(規格A4)

輸入(納税)申告書 (つづき)

(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

貨物の個数・記号・番号	※税関記入欄

申告番号	
船(取)卸港符号	
船(機)籍符号	
貿易形態別符号	
原産国(地)符号	
輸入者符号	
※ (調査用符号)	

品名		単位	正味数量	申告価格(CIF)	税率	関税額		減免税条項適用区分	
番号	統計細分			△内国消費税等課税標準額		△内国消費税等税額		符号	暫定
()				千円	基協特暫	減免税額		定率	案項号
	税表 細分							別表	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
()				千円	基協特暫	減免税額		符号	暫定
	税表 細分							定率	案項号
								別表	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
()				千円	基協特暫	減免税額		符号	暫定
	税表 細分							定率	案項号
								別表	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
()				千円	基協特暫	減免税額		符号	暫定
	税表 細分							定率	案項号
								別表	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号
			酒石消地			減免税額		輸	案項号



(A面)

日本国税関
税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名		出発地	
入国日	年 月 日		
氏名	フリガナ		
現住所 (日本での 滞在先)	電 話 ()		
職業			
生年月日	年 月 日		
パスポート番号 旅券番号			
同伴家族	20歳以上 名	6歳以上20歳未満 名	6歳未満 名

※ 以下の質問について、該当する□に“✓”でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか?	はい	いいえ
① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への 持込みが禁止又は制限されているもの (B面1. 及び2. を参照)	☐	☐
② 金地金又は金製品	☐	☐
③ 免税範囲(B面3. を参照)を超える 購入品・お土産品・贈答品など	☐	☐
④ 商業貨物・商品サンプル	☐	☐
⑤ 他人から預かったもの	☐	☐
* 上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時 に携帯して持ち込むものを記入してください。		

2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は 1kgを超える貴金属などを持っていますか?	はい	いいえ
	☐	☐
* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・ 輸入申告書」を提出してください。		

3. 別送品	入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に 送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?
	☐ はい (個) ☐ いいえ
* 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB 面に記入したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を 受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限る。) 確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。	

《注意事項》
海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預 かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、 法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要がありま す。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処 罰されることがあります。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署 名

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。(A面の1.及び3.ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。)

(注)「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に関し、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。また、別送品も記入不要です。

酒	類		本	*税関記入欄
たばこ	紙巻		本	
	加熱式		箱	
	葉巻		本	
	その他		グラム	
香水			ミリ	
その他の品名	数量	価格		
*税関記入欄				円

1. 日本への持込みが禁止されている主なもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
- ② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
- ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
- ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
- ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

2. 日本への持込みが制限されている主なもの

- ① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ・ヘビ・リカメ・象牙・じゃ香・サボテンなど)
- ③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など

* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

3. 免税範囲(一人あたり。乗組員を除く。)

- ・酒類3本(760mlを1本と換算する。)
- ・紙巻たばこ400本(外国製、日本製の区分なし。)
- * 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物(入国者の個人的使用に供するものに限る。)
- * 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
- * 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
- * 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

携帯品・別送品申告書の記載に御協力頂きありがとうございました。日本に入国(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。引き続き税関検査への御協力をよろしくお願い致します。

(税関用) ☐ 輸出 ☐ 申告書 ☐ 輸入

支払手段等の携帯

携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記1の(1)の合計金額が100万円(※)相当額を超える方、又は下記1の(2)の合計重量が1キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円

税関長殿	申告年月日	年 月 日
申告者	氏名（漢字）	
	氏名（ローマ字）	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	国 籍	
	旅 券 番 号	

以下のとおり申告します。

1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等	
(1) 支払手段又は証券	
☐ 現 金（原通貨で記入）	
☐ 小切手（旅行小切手を含む。）	
☐ 約束手形	
☐ 証 券（有価証券に限る。）	
合計金額（100万円(※)未満切捨て）	万円
* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円	
(2) ☐ 貴金属（金の地金で純度90%以上のものに限る。）	
合計重量（1キログラム未満切捨て）	キログラム
2 仕向地（又は積出地）の名称	
☐ 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:]	
	[降機(船)地名:]
☐ 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:]	
	[乗機(船)地名:]
3 輸出（又は輸入）の実行の日 ☐ 申告の日	
☐ 申告の日の翌日	

署 名

税 関 記 入 欄	
許可年月日	

(裏面)

[記入要領]

- 1 様式中の□の該当欄にチェックをしてください。
- 2 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。
- 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようになしてください。
(1) 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額
(2) 証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額
(3) 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の欄は原通貨又は表示通貨で記入してください。
なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。
- (4) 合計金額は、100万円(※)未満を切り捨てた上で、記入してください。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円
- (5) 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第1条に規定する外国為替相場を用いてください。
- 4 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。
- 5 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。
- 6 作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ねください。

(その他の事項)

(「その他の事項」欄に記入される方は、1枚目（税関用）及び2枚目（申告者用）の両方に記入願います。)

[留意事項]

携帯して、100万円(※)相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は1キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円

(申告者用)

☐ 輸出
支払手段等の携帯 申告書
☐ 輸入

携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記1の(1)の合計金額が100万円(*)相当額を超える方、又は下記1の(2)の合計重量が1キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円

税関長殿		申告年月日	年	月	日
申告者	氏名(漢字)				
	氏名(ローマ字)				
	住所				
	生年月日	年	月	日	
	国籍				
	旅券番号				

以下のとおり申告します。

1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等	
(1) 支払手段又は証券	
☐ 現金（原通貨で記入）	
☐ 小切手（旅行小切手を含む。）	
☐ 約束手形	
☐ 証券（有価証券に限る。）	
合計金額（100万円(*)未満切捨て）	万円
* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円	
(2) ☐ 貴金属（金の地金で純度90%以上のものに限る。）	
合計重量（1キログラム未満切捨て）	キログラム
2 仕向地（又は積出地）の名称	
☐ 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:]	
[降機(船)地名:]	
☐ 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名:]	
[乗機(船)地名:]	
3 輸出（又は輸入）の実行の日	
☐ 申告の日	
☐ 申告の日の翌日	

署名

税関記入欄	
許可年月日	

(裏面)

[記入要領]

- 様式中の□の該当欄にチェックをしてください。
- 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。
- 支払手段又は証券の金額は、以下のように入力してください。
 - 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額
 - 証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額
 - 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の欄は原通貨又は表示通貨で記入してください。
なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。
 - 合計金額は、100万円(*)未満を切り捨てた上で、記入してください。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円
 - 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第1条に規定する外国為替相場を用いてください。
- 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。
- 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。
- 作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ねください。

(その他の事項)

(「その他の事項」欄に記入される方は、1枚目（税関用）及び2枚目（申告者用）の両方に記入願います。)

[留意事項]

携帯して、100万円(*)相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は1キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円

T749-4 東京税関 ACTIS(旅員通関事務電算システム用)納付告知書(成田空港) 表 茶 KD.CC.012.20180309..1705

ご注意：1. 検査場内の銀行で、下記金額を納税してから検査場を出てください。これに反した場合には開税法違反になることがあります。
 2. この用紙は機械処理しますので汚したり、折ったり、ピンで止めたりしないでください。

成田税関支署 TEL 0476(33)2030 (第1ビル)
 0476(34)2157 (第2・3ビル)

納税告知書・領収証書

(納税者)	住所
氏名又は名称	殿
代理人	〔 〕

右のとおり納付してください。

平成 年 月 日

分任国税収納命令官

成 田 税 関 支 署 長



国税 収納金 資金

(受入科目)	平成 年度	告知番号
税 第 号		
納付の目的 賦課決定(携帯品輸入)	(取扱庁名) 東京税関成田税関支署 (20106)	
納期限 平成 年 月 日限	本 税	円
納付場所 日本銀行(本店、支店、 代理店)又は歳入代理店		
上記の金額を領収しました。		領 収 日 付 印
平成 年 月 日		
領収者		

あなたがこの紙について不図があるときは、この紙があったことを知った日の
 翌日から起算して二箇月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対しては
 申請をすることができず。

領 収 控

(納税者)	住所
氏名又は名称	
代理人	〔 〕

国税 収納金 資金

(受入科目)	平成 年度	告知番号
税 第 号		
納付の目的 賦課決定(携帯品輸入)	(取扱庁名) 東京税関成田税関支署 (20106)	
納期限 平成 年 月 日限	本 税	円
納付場所 日本銀行(本店、支店、 代理店)又は歳入代理店		
上記の金額を領収しました。		領 収 日 付 印
平成 年 月 日		
領収者		

成田税関支署 TEL 0476(33)2030 (第1ビル)
 0476(34)2157 (第2・3ビル)

領 収 済 通 知 書

(納税者)	住所
氏名又は名称	
代理人	〔 〕

国税 収納金 資金

(受入科目)	平成 年度	告知番号
税 第 号		
納付の目的 賦課決定(携帯品輸入)	(取扱庁名) 東京税関成田税関支署 (20106)	
納期限 平成 年 月 日限	本 税	円
納付場所 日本銀行(本店、支店、 代理店)又は歳入代理店		
上記の金額を領収しました。		領 収 日 付 印
平成 年 月 日		
領収者		

あて先
 〒282-8603 成田市古込字古込 1-1
 成田税関支署
 統括監視官(総括部門収納係)

第18号書式

(第1片)

原 符		国税収納金整理資金 (受入科目)		年 度		第 号				
(納税者又は納入者) 住 所 氏名又は名称 参考 証券の種類及び番号 振 出 人 証券受領額		(納付の目的)	本 税	百	十	万	千	百	十	円
		加算税								
		加算税								
		延 滞 税								
		利 子 税								
		滞納処分費								
		合 計 額								

年 月 日領収

(国税収納官吏、国税収納官吏代理、分任国税収納官吏若しくは分任国税収納官吏代理又は国税出納員官職氏名)又は(領収者の表示の) (ある領収日付印)

(第2片)

領 収 証 書		国税収納金整理資金 (受入科目)		年 度		第 号				
(納税者又は納入者) 住 所 氏名又は名称 参考 証券の種類 及び番号 振 出 人 証券受領額		(納付の目的)	本 税	百	十	万	千	百	十	円
		加算税								
		加算税								
		延 滞 税								
		利 子 税								
		滞納処分費								
		合 計 額								

上記の合計額を領収しました。

年 月 日

(国税収納官吏、国税収納官吏代理、分任国税収納官吏若しくは分任国税収納官吏代理又は国税出納員官職氏名 印)又は(領収者の表示の) (ある領収日付印)

(第3片)

領 収 済 報 告 書		国税収納金整理資金		(受入科目)		年度		第 号			
(納税者又は納入者)		(納付の目的)		本 税	百	十	万	千	百	十	円
住 所	加算税			百	十	万	千	百	十	円	
氏名又は名称	加算税			百	十	万	千	百	十	円	
参 考	延 滞 税			百	十	万	千	百	十	円	
証券の種類 及び番号	利 子 税			百	十	万	千	百	十	円	
振 出 人	滞 納 処 分 費			百	十	万	千	百	十	円	
証券受領額	合 計 額			百	十	万	千	百	十	円	
				年	月	日		納 収			

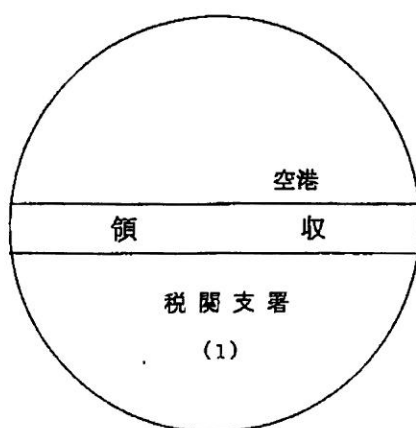
(国税収納官吏、国税収納官吏代理、分任国税収納官吏若しくは分任国税収納官吏代理又は国税出納員官職氏名) 又は (領収者名の表示のある領収日付印)

備考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
- 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
- 3 金銭登録機を用いて現金の出納を行う国税収納官吏又は分任国税収納官吏（国税収納官吏代理又は分任国税収納官吏代理を含む。）で財務大臣の指定するもの（以下この号において「指定国税収納官吏等」という。）にあつては、領収証書であることを表示する文字、納税者又は納入者ごとの整理番号、領収年月日、領収金額及び受入科目の表示に代わるべきものとして財務大臣が定める符号を記載し、かつ、指定国税収納官吏等の在勤庁の標示のある領収印を押した書面をもつて領収証書に代えることができる。この場合においては、領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額を記載し、かつ、指定国税収納官吏等の印を押した書面及び納税者又は納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類をもつて領収済報告書に代えることができる。
- 4 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、加算税、延滞税又は利子税の各欄を省略することその他所要の調整を加えることができる。
- 5 この書式に掲げる事項を印字できる携帯用の機器であつて、その操作に関する記録をすることができるものを用いて現金の出納を行う国税収納官吏（国税収納官吏代理を含む。）又は分任国税収納官吏にあつては、この書式に掲げる事項を備えた財務大臣が別に定める書式によることができる。
- 6 財務大臣は、上記5により書式を定めたときは、公示するものとする。

税関様式 C 第 1084 号

領 収 印



直径 20 ミリメートル

指定国税収納官吏等ごとに別番号のものとする。